

秋田県PRキャラクター「んだッチ」着ぐるみ及びその装備品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県PRキャラクター「んだッチ」の着ぐるみ及びその装備品(以下「着ぐるみ等」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 着ぐるみ等の貸出しの対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 秋田県のイメージアップに資する事業
- (2) 県の施策又は事業の推進又は啓発等に資する事業
- (3) その他秋田県の魅力の発信に資すると認められる事業

(承認等)

第3条 着ぐるみ等の貸出しを希望する者(以下「借受希望者」という。)は、あらかじめ借受申請書(様式1)に必要な書類を添付して、別表に定める着ぐるみ等管理者(以下「管理者」という。)のいずれかに提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関が着ぐるみ等の貸出しを希望するときは、借受届出書(様式2)を管理者に提出しなければならない。

(承認の基準)

第4条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ等の貸出しを承認するものとする。

- (1) 秋田県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 着ぐるみ等の正しい利用方法に従って使用されないおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体の支援又は公認をしているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 借受希望者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という)である者が使用する場合、又は借受希望者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
- (6) 個人的な行事で使用しようとする場合
- (7) 営利目的の活動に使用する場合(ただし、管理者が事案を考慮して適当であると認める場合は、この限りでは無い)

(8) その他管理者が着ぐるみ等の使用について不相当であると認める場合

2 前条第1項の承認は、貸出承認書(様式3)により行うものとする。

(貸出方法)

第5条 第3条第1項の承認を受けた者(以下「借受者」という。)、又は同条第2項による届出書を提出した者(以下「届出者」という。)は、管理者が指定する場所において着ぐるみ等を受け取り、利用後は速やかに返却しなければならない。

2 着ぐるみ等の貸出しに伴う搬出入は、借受者又は届出者(以下「借受者等」という。)が行わなければならない。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみ等の貸出期間は、原則として10日以内とする。

(貸出料)

第7条 着ぐるみ等の貸出しは、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 借受者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認又は届け出た事業にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ等を第三者に転貸しないこと。
- (4) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(承認内容の変更の申請等)

第9条 借受者が管理者から承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 届出者が管理者に届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ管理者に提出しなければならない。

3 第2条から前条までの規定は、前2項について準用する。この場合において、第3条第1項中「借受申請書(様式1)」とあるのは「借受変更申請書(様式第4号)」と、第3条第2項中「借受届出書(様式2)」とあるのは「借受変更届出書(様式第5号)」と、第4条第2項中「貸出承認書(様式3)」とあるのは「貸出変更承認書(様式第6号)」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第10条 管理者は、借受者等が第8条に定める事項を遵守しなかったときその他のこの要領に違反したときは、その貸出しの承認(届出による貸し出しを含む)を取り消すものとする。

2 前項の規定により貸出しの承認が取り消されたときは、借受者は、県にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第11条 県は、借受者が故意又は過失によって、着ぐるみ等を破損した場合には、借受者にその賠償を請求することができる。

(使用責任)

第12条 着ぐるみ等の使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に対して与えた損害についての責任は借受者が負うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月9日から施行する。

別表(第3条関係)

管理者
秋田県総務部広報広聴課長
秋田県東京事務所長
秋田県大阪事務所長
秋田県北秋田地域振興局総務企画部長
秋田県平鹿地域振興局総務企画部長